

十七 一般社団法人にあつては、次のいずれにも該当するものであること。
イ 社員の資格の得喪に関して、当該法人の目的に照らし、不适当に差別的な取扱いをする条件その他の不适当な条件を付していないものであること。

ロ 社員総会において行使できる議決権の数、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めがある場合には、その定めが次のいずれにも該当するものであること。

ハ 理事会を置いているものであること。

十八 他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の内閣府令で定める財産を保有していないものであること。ただし、当該財産の保有によって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合として政令で定める場合は、この限りでない。

十九 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産があるときは、その旨並びにその維持及び处分の制限について、必要な事項を定款で定めているものであること。

二十 第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときは当該合併の日から一月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人に贈与し、若しくは類似の公益事務をその目的とする公益信託の信託財産とし、又は

国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定めたものであること。

イ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七号）第三条に規定する学校法人

ロ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人

ハ 更生保護事業法（平成七年法律第八十五回）第二条第六項に規定する更生保護法人

二 独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人

本 国立大学法人法（平成十五年法律第二百一十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

ト その他のイからヘまでに掲げる法人に準ずるものとして政令で定める法人

二十一 清算をする場合において残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは前号イからトまでに掲げる法人若しくは類似の公益事業をその目的とする公益信託の信託財産又は国若しくは地方公共団体に帰属させる旨を定款で定めているものであること。

（欠格事由）

第六条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財團法人は、公益認定を受けることができない。

一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のようにいずれかに該当する者があるもの

イ 公益法人が第二十九条第一項（第四号を除く。）又は第二項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となつた事実があつた日以前一年以内に当該公益法人の業務を行う理事であつた者でその取消しの日から五年を経過しないものの

ロ この法律、一般社団・財團法人法若しくは暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第一項、

第二百二十二条若しくは第二百四十七条の規定若しくは暴力行為等處罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの違法行為をしようとしたことに違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第六号において「暴力団員等」という。）

二 第二十九条第一項（第四号を除く。）又は第二項の規定により公益認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの

三 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の处分に違反しているもの

四 その事業を行ふに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。以下同じ。）を受けることができないもの

五 国税若しくは地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの

六 暴力団員等がその事業活動を支配するもの（公益認定の申請）

第七条 公益認定の申請は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書類を行政庁に提出してしなければならない。

一 名称及び代表者の氏名

二 公益目的事業を行う都道府県の区域（定款に定めがある場合に限る。）並びに主たる事務所及び從たる事務所の所在場所

三 その行う公益目的事業の種類及び内容

四 その行う収益事業等の内容

二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款

三 事業計画書及び収支予算書

四 事業を行ふに当たり法令上行政機関の許認可等を必要とする場合においては、当該許認可等があつたこと又はこれを受けることができることを証する書類

五 当該公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする財産目録、貸借対照表その他の内閣府令で定める書類

六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

(公益認定に関する意見聴取)

第八条 行政庁は、公益認定をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くものとする。

一 第五条第一号、第二号及び第五号並びに第六条第三号及び第四号に規定する事由（事業を行うに当たり法令上行政機関の許認可等を必要とする場合に限る。）当該行政機関（以下「許認可等行政機関」という。）

二 行政庁が内閣総理大臣である場合にあつては警察庁長官、都道府県知事である場合にあつては警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察庁長官等」という。）

三 第六条第五号に規定する事由（国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長（以下「国税庁長官等」という。）

(名称等)

第九条 公益認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人は、その名称中の一般社団法人又是一般財团法人の文字をそれぞれ公益社団法人又は公益財團法人と変更する定款の変更をしたものとみなす。

二 前項の規定による名称の変更の登記の申請書には、公益認定を受けたことを証する書面を添付しなければならない。

三 公益社団法人又は公益財團法人は、その種類に従い、その名称中に公益社団法人又は公益財團法人とという文字を用いなければならない。

四 公益社団法人又は公益財團法人でない者は、その名称又は商号中に、公益社団法人又は公益

財団法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

何人も、不正の目的をもつて、他の公益社団

法人又は公益財団法人であると誤認されるおそ

れのある名称又は商号を使用してはならない。

6 公益法人については、一般社団・財団法人法

第五条第一項の規定は、適用しない。

(公益認定の公示)

第十一条 行政庁は、公益認定をしたときは、内閣

府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(変更の認定)

第十二条 公益法人は、次に掲げる変更をしよう

とするときは、行政庁の認定を受けなければな

らない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更

については、この限りでない。

二 公益目的事業を行う都道府県の区域（定款

で定めるものに限る。）又は主たる事務所若

しくは従たる事務所の所在場所の変更（従た

る事務所の新設又は廃止を含む。）

一 公益目的事業の種類又は内容の変更

2 前項の変更の認定を受けようとする公益法人

は、内閣府令で定めるところにより、変更に係

る事項を記載した申請書を行政庁に提出しなけ

ればならない。

3 前項の申請書には、内閣府令で定める書類を

添付しなければならない。

4 第五条及び第六条（第二号を除く。）の規定

は第一項各号に掲げる変更の認定について、第

八条第一号（吸収合併に伴い当該変更の認定を

する場合にあっては、同条各号）の規定は同項

第二号に掲げる変更の認定について、前項の規

定は同項の変更の認定をしたときについて、そ

れぞれ準用する。

第五十二条 行政庁の変更を伴う変更の認定に係る

前項第二項の申請書は、変更前の行政庁を経由

して、変更後の行政庁に提出しなければならない。

(変更の届出)

第二 前項の場合において、当該変更の認定をした

ときは、変更後の行政庁は、内閣府令で定める

ところにより、遅滞なく、変更前の行政庁から

事務の引継ぎを受けなければならない。

(変更の届出)

第十三条 公益法人は、次に掲げる変更（合併に

伴うものを除く。）があつたときは、内閣府令

で定めるところにより、遅滞なく、その旨を行

政府に届け出なければならない。

一 名称又は代表者の氏名の変更

二 収益事業等の内容の変更

三 第十一条第一項ただし書の内閣府令で定め

る軽微な変更

四 定款の変更（第十一条第一項各号に掲げる

変更及び前三号に掲げる変更に係るものと除

く。）

五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定

める事項の変更

六 行政庁は、前項第一号又は第二号に掲げる变

更について同項の規定による届出があつたとき

は、内閣府令で定めるところにより、その旨を

公示しなければならない。

第二節 公益法人の事業活動等

第一款 公益目的事業の実施等

(公益目的事業の収入及び費用)

第十四条 公益法人は、その公益目的事業を行

うに当たつては、内閣府令で定めるところによ

り、当該公益目的事業に係る収入をその実施に

要する適正な費用（当該公益目的事業を充実さ

せるため将来において必要となる資金として内

閣府令で定める方法により積み立てる資金を含

む。）に充てることにより、内閣府令で定める

期間において、その收支の均衡が図られるよう

にしなければならない。

(公益目的事業比率)

第十五条 公益法人は、毎事業年度における公益

目的事業比率（第一号に掲げる額の同号から第

三号までに掲げる額の合計額に対する割合をい

う。）が百分の五十以上となるように公益目的

事業を行わなければならない。

一 公益目的事業の実施に係る費用の額として

内閣府令で定めるところにより算定される額

二 収益事業等の実施に係る費用の額として内

閣府令で定めるところにより算定される額

三 当該公益法人の運営に必要な経常的経費の

額として内閣府令で定めるところにより算定

される額

(使途不特定財産額の保有の制限)

第十六条 公益法人の毎事業年度の末日における

使途不特定財産額は、当該公益法人が公益目的

事業を翌事業年度においても行うために必要な

額として、当該事業年度前の事業年度において

行った公益目的事業の実施に要した費用の額

（その保有する資産の状況及び事業活動の態様

に応じ当該費用の額に準ずるものとして内閣府

令で定めるものの額を含む。）を基礎として内閣府令で定めるところにより算定した額を超えてはならない。

二 公益認定を受けた日以後に交付を受けた補助金その他の財産（財産を交付した者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたものと除く。）

三 公益認定を受けた日以後に行つた公益目的事業に係る活動の対価として得た財産

四 公益認定を受けた日以後に行つた収益事業等から生じた収益に内閣府令で定める割合を乗じて得た額に相当する財産

五 前各号に掲げる財産を運用し、支出し、又は処分することにより取得した財産

六 第五条第十九号に規定する財産（前各号に掲げるものを除く。）

七 前各号に掲げるもののほか、当該公益法人が保有する財産であつて公益認定を受けた日以後に内閣府令で定める方法により公益目的事業の用に供するものである旨を表示した財産

八 前各号に掲げるもののほか、当該公益法人が公認されるため将来において必要となる資金として内閣府令で定める方法により積み立てる資金を含む。）に充てることにより取得し、又は公認されるものとして内閣府令で定める方法により公益目的事業を行わなければならない。

九 前各号に掲げるもののほか、当該公益法人が公認されるものとして内閣府令で定める財産

十 公益認定を受けた日以後に行つた公益目的事業に係る経理及び法人の運営に係る経理（収益事業等を行わない公益法人については、公益目的事業に係る経理及び法人の運営に係る経理）をそれぞれ区分して整理しなければならない。ただし、収益事業等を行わない公益法人であつて、その行う公益目的事業の内容その他の事項に關し内閣府令で定める要件に該当するものについては、この限りでない。

十一 前項ただし書の規定の適用を受ける公益法人における前条及び第三十条第二項の規定の適用については、前条中「を公益目的事業」とあるのは「及び当該公益法人が保有する公益目的事業財産」である。たゞ、内閣府令で定める正当な理由がある場合は、この限りでない。

十二 前項ただし書の規定の適用を受ける公益法人における前条及び第三十条第二項の規定の適用については、前条中「を公益目的事業」とあるのは「及び当該公益法人が保有する公益目的事業財産」とあるのは「公益目的事業財産」とする。

十三 公益法人は、次に掲げる財産（以下「公益目的事業財産」という。）を公益目的事業

を行つた公益目的事業の実施に要した費用の額として内閣府令で定めるもの（以下「公益目的事業財産等」と

い。）を公認されるもの（以下「公認された公益目的事業財産等」とい。）とし、同項各号中「公益目的事業財産等」とあるのは「公認された公益目的事業財産等」とする。

十四 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産（寄附をした者が公益目的事業以外のため

に使用すべき旨を定めたものを除く。）

十五 公益法人は、第五条第十四号に規定す

る報酬等の支給の基準に従つて、その理事、監

第三章 公益認定等委員会及び都道府県に置かれる合議制の機関

第一節 公益認定等委員会

第一款 設置及び組織

第三十二条 内閣府に、公益認定等委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第三十三条 委員会は、この法律及び公益信託法によりその権限に属させられた事項を処理する。

第三十四条 委員会は、委員七人をもつて組織する。

2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうちの四人以内は、常勤とすることができる。
(委員の任命)

第三十五条 委員は、人格が高潔であつて、委員会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人若しくは公益信託に係る活動に關して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会での場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

（委員の任期）
第三十六条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることがある。
3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

（委員の身分保障）
第三十七条 委員は、委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない場合

い非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることはがない。

(委員の罷免)
（職権の行使）

第三十八条 内閣総理大臣は、委員が前条に規定する場合に該当するときは、その委員を罷免しなければならない。

第三十九条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第四十条 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

第四十一条 委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(委員の給与)

第四十二条 委員の給与は、別に法律で定める。(委員長)

第四十三条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

第四十四条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第四十五条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

（委員会への諮問）
第一款 諮問等
第四十六条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合に是、第八条又は第二十九条第五項（第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許認可等行政機関の意見（第六条第三号及び第四号に該当する事由の有無に係るものと除外。）を付して、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。

1 公益認定の申請、第十一条第一項の変更の認定の申請又は第二十五条第一項の認可の申請に対する処分をしようとする場合（申請をした法人が第六条各号のいずれかに該当する

ものである場合及び行政手続法第七条の規定に基づきこれらの認定を拒否する場合を除く。）

二 第二十八条第一項の勧告、同条第三項の規定による命令又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消し（以下「監督処分等」という。）をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）

三 第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項の規定による届出又は第二十二条第一項の規定による財産目録等の提出をしなかつたことを理由として監督処分等をしようとする場合

イ 監督処分等を受ける公益法人が第二十九条第一項第一号又は第四号のいずれかに該当するものである場合

ロ 第十三条第一項若しくは第二十四条第一項の規定による届出又は第二十二条第一項の規定による財産目録等の提出をしなかつたことを理由として監督処分等をしようとする（次に掲げる場合を除く。）

四 第四十六条第一項の勧告に基づいて監督処分等をしようとする場合

五 第二十六条第一項の勧告、同条第三項の規定による命令又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消し（以下「監督処分等」という。）をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）

六 第二十二条第一項の規定により提出を受けた書類及び次項ただし書並びに別表第二十三号の政令の制定又は改廃の立案をしようとする場合並びに第五条第十四号から第十六号まで及び第十八条号、第十七条第一項並びに第二項第四号及び第六号、第十一条第一項及び第三項、第十三条第一項（第三号を除く。）、第十四条、第十五条各号、第十六条、第十八条ただし書並びに第四号、第七号及び第八号、第十九条第一項及び同条第二項の規定により読み替えて適用する第十八条本文、第二十一条及び第十九号に該当する事由に係る意見を除く。）を委員会に通知しなければならない。

七 第二十四条第一項又は第二十六条第一項から第三項までの規定による届出に係る書類の写し及び第二十二条第一項の規定により提出を受けた財産目録等の写しを委員会に送付しなければならない。

八 第四十五条 内閣総理大臣は、第三十一条の規定により許認可等行政機関が述べた意見（公益法人が第六条第三号又は第四号に該当する事由に係る意見を除く。）を委員会に通知しなければならない。

九 内閣総理大臣は、委員会に諮問しないで次に掲げる措置を講じたときは、その旨を委員会に通知しなければならない。

一 公益認定の申請、第十一条第一項の変更の認定の申請又は第二十五条第一項の認可の申請に対する処分（行政手続法第七条の規定に基づく拒否を除く。）

二 監督処分等（次条第一項の勧告に基づく監督処分等を除く。）

三 第四十三条第二項第一号の政令の制定又は改廃の立案及び同号の内閣府令の制定又は改廃の立案をしようとする却下の裁決を除く。）

二十九条第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の規定による公益認定の取消しについての審査請求に対する裁決をしようとする場合は、次に掲げる場合を除き、委員会が諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。

一 審査請求が不適法であるとして却下する場合

二 審査請求をした一般社団法人若しくは一般財団法人又は公益法人が第六条各号のいずれかに該当するものである場合

三 第二項第二号又はロに規定する理由による監督処分等についての審査請求である場合（答申の公表等）

四 内閣総理大臣による送付等

五 審査請求をした一般社団法人若しくは一般財団法人又は公益法人が第六条各号のいずれかに該当するものである場合

六 第二項第二号又はロに規定する理由による監督処分等についての審査請求である場合（答申の公表等）

七 第二項第二号又はロに規定する理由による監督処分等についての審査請求である場合（答申の公表等）

八 第二項第二号又はロに規定する理由による監督処分等についての審査請求である場合（答申の公表等）

九 第二項第二号又はロに規定する理由による監督処分等についての審査請求である場合（答申の公表等）

一 公益認定の申請、第十一条第一項の変更の認定の申請又は第二十五条第一項の認可の申請に対する処分（行政手続法第七条の規定に基づく拒否を除く。）

二 監督処分等（次条第一項の勧告に基づく監督処分等を除く。）

三 第四十三条第二項第一号の政令の制定又は改廃の立案及び同号の内閣府令の制定又は改廃の立案をしようとする却下の裁決を除く。）

人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、公益法人の理事、監事又は清算人は、五十万円以下の過料に処する。

一 第十三条第一項、第二十四条第一項又は第二十六条第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第二十二条第一項の規定に違反して、財産目録等を提出せず、又はこれに虚偽の記載をして提出したとき。

三 第二十七条第一項（第五十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第二十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十五条第一項中両議院の同意を得ることに関する部分 公布の日

二 第三章（第三十五条第一項（両議院の同意を得ることに関する部分に限る。）、第四十三条第一項、第二項第二号及び第三項、第四十五条第一項、第二項並びに第三項第一号、第二号、第四号及び第五号、第四十六条、第四十八条並びに第五十一条から第五十四条までを除く。）及び次項の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（最初の委員の任命）

3 前項第一号に掲げる規定の施行後最初に任命される委員会の委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得

第三項の規定を準用する。

第六条 (訴訟に関する経過措置)
この法律による改

（検討）

3 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二〇年五月二日法律第二八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年八月一日法律第五三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定並びに附則第五条、第七条、第十一条、第十二条、第十四条、第十六条、第十八条、第二十条、第二十三条、第二十八条及び第三十一条第二項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則）（平成二五年一月二十七日法律第八六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則）（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

第二項 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるもののが取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

第三項 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十一条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定めることとする。

（第九条中社債、株式等の振替に関する法律第二百六十九条の改正規定（第六十八条第二項）を「第八十六条第一項」に改める部分に限る。）、第二十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第

二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中
保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規定、
第五、第四十七条中保険業法等の一部を改正する
法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十一
条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機
構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第
七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及
び特定農水産業協同組合等による信用事業の再
編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項
の改正規定並びに第百二十四条及び第百二十五
条の規定 公布の日

（従たる事務所の所在地における登記（第三百二十二条第一項第三百三十四条）」を「削除」に改める部分に限る。）、同法第四十七条の次に五条を加える改正規定、同法第三百一条第二項第四号の次に一号を加える改正規定、同法第六章第四節第三款、第三百十五条及び第三百二十九条の改正規定、同法第三百三十条の改正規定（第十四条から第五十二条まで）を「第五十一条、第五十二条」に、「及び第三百三十二条」を「第三百三十二条から第三百三十七条まで及び第三百三十九条」に改め、「支店」とあるのは「従たる事務所」とを削る部分に限る。）並びに同法第三百四十二条第十号の次に一号を加える改正規定、第十七条中信託法第二百四十七条の改正規定（（第三項を除く。）第十八条」を削る部分に限る。）、第十八条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第二十二条及び第二十三条の規定（第二十五条中金融商品取引法第八十九条の三の改正規定、同法第八十九条の四第二項を削る改正規定、同法第九十条の改正規定（第十七条から）の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「及び第二十条第三項」を削る部分及び「読み替える」を「同法第一百四十六条の中商業登記法（）とあるのは「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条において準用する商業登記法（第一百四十五条）と読み替える」に改める部分を除く。））、同法第一百条の四、第一百一条の二十第一項、第一百二条第一項及び第一百二条の十の改正規定、同法第一百二条の十一の改正規定（第十七条から）の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「及び第二十条第三項」を削る部分及び「読み替える」に改める部分を除く。）、同法第一百四十六条の二中「商業登記法（）とあるのは「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二百四十五条）と読み替える」に改める部分を除く。）並びに同法第一百四十五条第一項及び第一百四十六条の改正規定（第十七条中損害保険料率算出団体に関する規定）、

る法律第二十三条规定から第二十四条の二まで)の改正規定及び同法第二十五条の改正規定(「第二十三条の二まで」を「第十九条の三まで」(登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録添付書面の特例)、第二十一条から)に、「第十五号及び第十六号」を「第十四号」に改める部分を除く)、第三十二条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十九条第一項の改正規定(「第三百五条第一項本款文及び第四項」の下に「から第六項まで」を加える部分を除く)、同法第一百六十四条第四項の改正規定、同法第一百六十六条第二項第八号の次に一号を加える改正規定、同法第一百七十七条の改正規定(「第二十一条第一項及び第二項」を加える部分を除く)、第三十二条中投資信託及び投資法人に関する法律第一百六十六条第二項若しくは「若しくは」とあるのは「若しくは」と削り、「第一百七十五条」との下に「同法第一百四十六条の二中「商業登記法(一)とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第二百九十八号)第七条において準用する商業登記法(一百七十七条において準用する商業登記法(一百四十九条第十九号)の次に一号を加える改正規定、第三十四条中信用金庫法の目次の改正規定(第四十八条の八)を「第四十八条の十三」と改める部分に限る)、同法第四十六条第一項の改正規定、同法第四章第七節中第四十八条の人(第二項、第七十四条から第七十六条まで及び第七十七条第四項の改正規定、同法第八十五条の改正規定(前号に掲げる部分を除く)、同法第八十七条の四第四項の改正規定並びに同法第九十一条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第三十六条中労働金庫法第七十八条から第八十条まで及び第八十一条第四項の改正規定並びに同法第八十九条の改正規定(前号に掲げる部分を除く)、第三十八条中金融機関の合併及び転換に関する法律第六十四条第一項の改正規定、第三十六条中労働金庫法第七十八条から第八十条まで及び第八十一条第四項の改正規定並びに同法第四十九条第一項の改正規定(規定期定中)を「規定(同法第二百九十八条(第一項

第三号及び第四号を除く。)、第三百十一条第四項並びに第五項第一号及び第二号、第三百十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号、第三百二十四条、第三百十八条第四項、第三百二十五条の二並びに第三百二十五条の五第二項を除く。)中「株主」とあるのは「総代」と、これらの規定(同法第二百九十九条第一項及び第三百二十五条の三第一項第五号を除く。)中に百二十五条の三第一項第五号を除く。)中に改め、「とあり、及び「取締役会設置会社」を削り、「相互会社」との下に「これらの規定中」を加え、「これらの規定(同法第二百九十九条第一項(各号を除く。)及び第四項、第三百十一条第四項、第三百十二条第五項、第三百四十四条並びに第三百十八条规定中を除く。)」中「株主」とあるのは「総代」とを削り、「株主」とあるのは「総代」とを削り、(各号を除く。)及び第四項中を「第三号及び第四号を除く。)中「前条第四項」とあるのは「保険業法第四十五条第二項」と、「株主」とあるのは「社員又は総代」と、「次項本文及び次条から第三百一一条まで」とあるのは「次条及び第三百一条」と、同条第四項中「取締役会設置会社」とあるのは「相互会社」と、「第三百十一条第四項及び第三百十二条第五項」を「第三百十一条第一項中「議決権行使書面に」とあるのは「議決権行使書面(保険業法第四十八条第三項に規定する議決権行使書面をいう。以下同じ。)」と、同条第四項並びに第五項第一号及び第二号並びに同法第三百十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号」に改め、「共同」を削る部分を除く。)同法第六十四条第二項及び第三項の改正規定、同法第六十七条の改正規定(「、第三百八十八条」を「、第五十一条」に改め、「支店所在地における登記」を削り、「登記」と並びに「登記」、「、第三百四十八条」を「第三百三十七条」に、「職權抹消」を「職權抹消」並びに第三百三十九条から第一百四十八条まで「に改める部分及び「第四十八条から第五十三条までの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」を「第四十七条第三項中「前項」とあるのは「保険業法第六十四条第一項」と、同法第五十五条第一項中「会社法第三百四十六条第四項」とあるのは「保険業法(平成七年法律第百五号)第六十七条において準用する商業登記法〔と、商業登記法第百四十五条」とある

のは「保険業法第六十七条において準用する商業登記法第一百四十五条」と、同法第一百四十八条中「この法律に」とあるのは「保険業法に」と、「この法律の施行」とあるのは「相互会社に関する登記」に改める部分に限る)、同法第一百四十四条第一項並びに第九十六条の十四第一項及び第二項の改正規定、同法第九十六条の十六第四項の改正規定(「並びに」を「及び」に改め、「及び第四項」を削る部分に限る)、同法第一百六十九条の五第三項を削る改正規定、同法第一百七十二条及び第一百八十三条第二項の改正規定、同法第二百十六条の改正規定(「、第二十一条第一項及び第二項(印鑑の提出)」を削り、「第十一号及び第十二号」を「第十号及び第十一号」に改める部分及び「において」の下に「同法第十二条第一項第五号中「会社更生法(平成十四年法律第二百五十四号)」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とを加える部分を除く)、並びに同法第三百三十三条第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第四十三条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(第二百六十二条第一項後段を削る改正規定並びに同法第三百三十五条第一項後段及び第三百五十五条第一項後段を削る改正規定、第四十五条中資産の流動化に関する法律第二十二条第二項第七号の次に一号を加える改正規定、同法第二百二十七条まで〔に改める部分、「同法第二百四条第七号中「書面若しくは第三十一条第二項若しくは第三十一条第二項に規定する譲渡人の承諾書」とあるのは「書面」と〕を削る部分及び「準用する会社法第五百七条第三項」との下に「同法第二百四十四条第七号中「書面若しくは第三十一条第二項若しくは第三十一条第二項に規定する譲渡人の承諾書」とあるのは「書面」と」とあるのは「商業登記法」とあるのは「資産の流動化に関する法律(平成十年法律第二百五号)」第一百八十三条第一項において準用する商業登記法(「第六条第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第四十八条の規定、第五十条中政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十五条の三の改正規定(〔第三項

に一号を加える改正規定、第九十三条中「中小企業等協同組合法」の目次の改正規定、同法第四章第二節第一款及び第二款の款名を削る改正規定、同法第九十三条から第九十五条まで、第十九条第四項及び第九十七条第一項の改正規定並びに同法第三条の改正規定（「、第四十八条」を「、第五十一条」に、「並びに第百三十二条」を「、第百三十二条から第百三十七条まで、並びに第百三十九条」に改める部分及び「、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十三条」を「、第五十一条」に、「並びに第百三十九条」を「、第百三十二条から第百三十七条まで、並びに第百三十九条」に改める部分及び「、同法第十八条第二項の改正規定、同法第二十九条第一項の改正規定（前号に掲げる部分に限る。）並びに同法第五十八条、第七十七条第二項及び第一百四十四条の第一第二項の改正規定を除く。」）、第十九条の改正規定を除く。）、第百二十二条中「技術研究組合法」の目次の改正規定、同法第八章第二節の節名の改正規定、同章第三節、第一百五十九条第三項から第五項まで及び第一百六十条第一項の改正規定並びに同法第六十八条の改正規定（「、第四十八条」を「、第五十一条」に、「並びに第百三十二条」を「、第百三十二条から第百三十七条まで、並びに第百三十九条」に改め、「第四十八条第二項中「会社法第九百三十三条第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第一百五十六条第二項各号」と、同法第五十条第一項「」を削る部分に限る。）、第一百七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに第百十五条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

第二条 内閣総理大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この法律による改正後の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「新法」という。）第四十三条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定の例により、同号に規定する政令又は内閣府令（この法律による改正前の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「旧法」という。）第四十三条第二項第一号に規定する政令又は内閣府令を除く。）の制定の立案又は制定に関する事項について会に諮問をすることができる。

（公益法人の運営に関する経過措置）

第三条 新法第十四条、第十六条、第十九条及び第二十一条第四項の規定は、施行日以後に開始する公益法人の事業年度について適用し、施行日前に開始した公益法人の事業年度に係る財務その他の公益法人の運営に関する事項については、なお従前の例による。

（公益認定の基準に関する経過措置の特例）

第五条 この法律の施行の際現に存する公益法人又は施行日以後に前条の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第五条の基準に基づいて公益認定を受けた公益法人については、新法第五条（第十二号に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行又は当該公益認定の際現に在任する当該公益法人の全ての理事及び監事の任期が満了する日の翌日（その日前に当該公益法人が同号の基準に適合した場合にあつては、その適合した日）から適用する。

2 この法律の施行の際現に存する公益法人又は施行日以後に前条の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第五条の基準に基づいて公益認定を受けた公益法人については、新法第

五条（第十五号に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行又は当該公益認定の際現に在任する当該公益法人の全ての理事の任期が満了する日の翌日（その日前に当該公益法人が同号の基準に適合した場合にあっては、その適合した日）から適用する。

3 この法律の施行の際現に存する公益法人又は施行日以後に前条の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第五条の基準に基づいて公益認定を受けた公益法人については、新法第五条（第十六号に係る部分に限る。）の規定はこの法律の施行又は当該公益認定の際現に在任する当該公益法人の全ての監事の任期が満了する日の翌日（その日前に当該公益法人が同号の基準に適合した場合にあっては、その適合した日）から適用する。

（変更の認定に関する経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に旧法第十一条第一項の認定の申請（同項第三号に掲げる変更に係るものに限る。）がされているときは、施行日以後に当該変更があつた時に、新法第十三条第一項の規定による届出（同項第二号に掲げる変更に係るものに限る。）がされたものとみなす。

（報酬等の支給の基準の公表に関する経過措置）

第七条 施行日前に旧法第五条第十三号に規定する報酬等の支給の基準を定め、又は変更した場合の公表については、なお従前の例による。

（財産目録等の提出等に関する経過措置）

第八条 新法第二十二条第一項の規定は、施行日以後に公益認定を受ける公益法人の財産目録等（新法第二十一条第五項に規定する財産目録等をいう。以下この条において同じ。）の行政庁への提出について適用し、施行日前に公益認定を受けた公益法人の財産目録等の行政庁への提出については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十条 附則第二十二条第一項の規定は、施行日以後に行政庁が提出を受ける財産目録等について適用し、施行日前に行政庁が提出を受けた財産目録等の閲覧又は謄写については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則（令和六年五月二二日法律第三〇号）抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 公益法人は、前条の規定による改正後の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五条第二十号に規定する場合に同号に規定する公益目的取得財産残額に相当する額の財産を同号に規定する公益信託の信託財産とする旨を定款に定める必要があるときは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第三十条第五項の規定にかかるらず、一回に限り、同号に規定する定款の定めを変更することができる。

別表（第二条関係）

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 六 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 七 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 八 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 九 勤労者の福利の向上を目的とする事業
- 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 十一 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 十五 國際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業

十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業

十七 國土の利用、整備又は保全を目的とする事業

十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業

十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業

二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業

二十一 国民生活に不可欠な物質、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業

二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの